

2023年度

一般財団法人富山県バスケットボール協会

## 第4回理事会



日時：2024年1月24日（水）午後7時00分

場所：富山県総合体育センター 小研修室

# 一般財団法人富山県バスケットボール協会第4回理事会次第

## 1 開 会

## 2 代表理事挨拶

## 3 理事会成立

## 4 議 事

- |       |                                                |         |
|-------|------------------------------------------------|---------|
| 議案第1号 | 一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部改正について               | ..... 1 |
| 議案第2号 | 第7回全日本社会人0-40・0-50バスケットボール選手権大会（富山県開催）の日程等について | ..... 3 |
| 議案第3号 | 一般財団法人富山県バスケットボール協会委員会委員の委嘱について                | ..... 4 |

## 5 報告・協議事項

- (1) 一般財団法人富山県バスケットボール協会会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について
- (2) 2024年度からの役員体制について
- (3) 専務理事、各委員会等からの連絡・報告について

## 6 その他

## 7 閉 会

## 議案第1号

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部改正について

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

2024年1月24日 提 出

一般財団法人富山県バスケットボール協会  
代表理事・会長 野 上 浩太郎

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部を改正する規程

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部を次のように改正する。

第38条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、第1号中「一般」の次に「I種」を加える。

(2) 一般II種 5,000円

第40条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、第1号中「一般」の次に「I種」を加える。

(2) 一般II種 1,000円/人

附 則

この規程は、2024年1月24日から施行する。

## 《参 考》改正の新旧対照表

### 基本規程【議案第1号関係】

| 新（改正後）                                                                                 | 旧（現 行）                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般財団法人富山県バスケットボール協会<br>基本規程                                                            | 一般財団法人富山県バスケットボール協会<br>基本規程                                                            |
| 第1条～第37条 略                                                                             | 第1条～第37条 略                                                                             |
| (加盟料)                                                                                  | (加盟料)                                                                                  |
| 第38条 加盟チームは、JBA加盟料のほか次の各号のいずれか該当する種別に定める加盟料を本協会に納付しなければならない。                           | 第38条 加盟チームは、JBA加盟料のほか次の各号のいずれか該当する種別に定める加盟料を本協会に納付しなければならない。                           |
| (1) <u>一般Ⅰ種</u> 10,000円                                                                | (1) <u>一般</u> 10,000円                                                                  |
| (2) <u>一般Ⅱ種</u> 5,000円                                                                 | (2) <u>U18</u> 4,000円                                                                  |
| (3) <u>U18</u> 4,000円                                                                  | (3) <u>U15</u> 2,500円                                                                  |
| (4) <u>U15</u> 2,500円                                                                  | (4) <u>U12</u> 1,000円                                                                  |
| (5) <u>U12</u> 1,000円                                                                  |                                                                                        |
| 第39条 略                                                                                 | 第39条 略                                                                                 |
| (選手登録料)                                                                                | (選手登録料)                                                                                |
| 第40条 加盟チームは、JBA登録料のほか次の各号のいずれか該当する種別に定める所属選手数に応じた選手登録料を本協会に納付しなければならない。ただし、9歳以下は免除とする。 | 第40条 加盟チームは、JBA登録料のほか次の各号のいずれか該当する種別に定める所属選手数に応じた選手登録料を本協会に納付しなければならない。ただし、9歳以下は免除とする。 |
| (1) <u>一般Ⅰ種</u> 1,000円/人                                                               | (1) <u>一般</u> 1,000円/人                                                                 |
| (2) <u>一般Ⅱ種</u> 1,000円/人                                                               | (2) <u>U18</u> 500円/人                                                                  |
| (3) <u>U18</u> 500円/人                                                                  | (3) <u>U15</u> 500円/人                                                                  |
| (4) <u>U15</u> 500円/人                                                                  | (4) <u>U12</u> 400円/人                                                                  |
| (5) <u>U12</u> 400円/人                                                                  |                                                                                        |
| 第41条～第46条 略                                                                            | 第41条～第46条 略                                                                            |
| 附 則 略                                                                                  | 附 則 略                                                                                  |
| <u>附 則</u>                                                                             |                                                                                        |
| <u>この規程は、2024年1月24日から施行する。</u>                                                         |                                                                                        |

## 議案第2号

第7回全日本社会人0-40・0-50バスケットボール選手権大会(富山県開催)  
の日程等について

2023年9月20日の第2回理事会において、「第7回全日本社会人0-40・0-50バスケットボール選手権大会」の開催日程(2024年11月16日(土)～18日(月))を決議した後、諸般の事情から日程及び会場は、次のとおりとする。

2024年1月24日 提 出

一般財団法人富山県バスケットボール協会  
代表理事・会長 野 上 浩太郎

### 1 開催日程

2024年11月23日(土)～25日(月)

### 2 開催会場

- (1) 富山県西部体育センター(3コート) メイン会場
- (2) 砺波市砺波体育センター(2コート)
- (3) 南砺市福野体育館(2コート)

### 3 各カテゴリー会場

- (1) 富山県西部体育センター(23日～25日)  
23日:0-40男性、24日:0-40男性、25日:0-40男準決勝、各カテゴリー決勝
- (2) 砺波市砺波体育センター(2コート)  
23日:0-40男性(2試合)、0-50男性、24日:0-40男性(3試合)、0-50男性
- (3) 南砺市福野体育館(2コート)  
23日:0-40女性、24日:0-40女性

議案第3号

一般財団法人富山県バスケットボール協会委員会委員の委嘱について

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程第21条第2項の規定に基づき、委員会委員を次のように委嘱する。

2024年1月24日 提出

一般財団法人富山県バスケットボール協会  
代表理事・会長 野上 浩太郎

- 1 スポーツ医科学委員会  
委員 屋敷 健寿

《スポーツ医科学委員会》

委員長 前坂 宣明

副委員長 下条 竜一

委員 岩澤 智宏

高浪 友之

牧野 紘士

松井 昭博

屋敷 健寿

報告・協議事項(1)

一般財団法人富山県バスケットボール協会会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について

一般財団法人富山県バスケットボール協会定款第27条第6項の規定により、会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況を報告する。

職務執行状況一覧

| 月  | 日         | 出席会議、大会等                       | 野上<br>会長 | 荻原<br>副会長 | 牧田<br>副会長 | 深松<br>副会長 | 山崎<br>副会長 | 松倉<br>専務理事 | 丹羽<br>常務理事 | 廣川<br>常務理事 | 構<br>常務理事 |
|----|-----------|--------------------------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|-----------|
| 11 | 15        | 2023年度(一財)富山県バスケットボール協会第3回理事会  |          |           | ○         | ○         | ○         | ○          | ○          |            | ○         |
| 11 | 25        | (公財)日本バスケットボール協会ブロック別都道府県協会連絡会 |          |           |           |           |           | ○          |            |            |           |
| 12 | 2         | U14・U13対象PDCクリニック講師挨拶          |          |           |           |           |           | ○          |            |            |           |
| 12 | 8<br>~10  | 第74回全日本大学バスケットボール選手権大会激励       |          |           |           |           |           | ○          |            |            |           |
| 12 | 18        | 富山県総合体育センター運営協議会               |          |           |           |           |           | ○          |            |            |           |
| 12 | 23<br>,24 | 第76回全国高等学校バスケットボール選手権大会激励      |          |           |           |           |           | ○          |            |            |           |
| 1  | 5         | 第4回全国U15バスケットボール選手権大会激励        |          |           |           |           |           | ○          |            |            |           |
| 1  | 6<br>,7   | (公財)日本バスケットボール協会第2回専務理事連絡会     |          |           |           |           |           | ○          |            |            |           |
| 1  | 21        | 第47回富山県春季ミニバスケットボール大会表彰式       |          | ○         |           |           |           | ○          |            |            |           |
|    |           | 2023年度(一財)富山県バスケットボール協会第4回役員会  |          | ○         | ○         | ○         | ○         | ○          | ○          | ○          | ○         |

報告・協議事項(2)

2024年度からの役員体制について

報告・協議事項(3)

専務理事、各委員会等からの連絡・報告について

その他